

中小企業等支援制度

1. 販路開拓・新商品開発・特許等出願に対する助成

対象：市内中小製造事業者・中小製造事業者が組織する団体

※ただし、みなし大企業に該当する場合を除く

1. 大規模展示会出展等事業補助金	2. 新商品等開発事業補助金	3. 産業財産権出願事業補助金
<p>展示会出展経費等の一部を助成</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な規模の展示会に出展又は開催する事業等 <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内／小間料の1/2以内(上限30万円) 海外／小間料・印刷製本費・輸送費・保険料の1/2(上限50万円) <p>※過去利用回数に応じて、限度額が変更になります。</p> <p>申込期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示会開催期間の初日 令和2年4月1日～令和2年9月末日の場合 令和2年4月1日～令和2年8月末日 展示会開催期間の初日 令和2年10月1日～令和3年3月末日の場合 令和2年 9月1日～令和3年2月末日 	<p>新商品開発経費の一部を助成</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな技術を利用した新商品開発 従来にない特性等を持った新商品開発 <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 原材料費・委託試験費等の1/2以内(上限100万円) (戦略産業に該当する場合は2/3以内) <p>申込期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月末日 申込メチ 令和2年6月下旬～7月上旬 新商品審査会実施 	<p>特許等出願経費の一部を助成</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら開発した製品等について、特許・実用新案に係る出願を行う事業 <p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 出願経費、弁理士費用等の1/2以内(上限10万円) <p>申込期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月末日まで



お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業振興課 工業振興係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2058 FAX/054-354-2132

2. 産学連携・経営に対する支援

<p>窓口相談事業</p> <p>専門家(中小企業診断士)が経営に関する無料相談を行います。</p> <p>場所</p> <p>静岡市産学交流センター 静岡市清水産業情報プラザ</p> <p>相談内容</p> <p>経営・資金計画、販路開拓、創業など</p> <p>受付</p> <p>各施設にお問い合わせください。(原則予約制)</p>	<p>地域課題に係る産学共同研究委託事業</p> <p>中小企業等が大学等と共同で取組む、調査・研究・開発事業を公募します。</p> <p>補助対象事業</p> <p>新製品の開発・事業化、新事業等への進出・開拓又は社会等の変化への対応に係る産学共同調査・研究・開発事業。</p> <p>委託限度額</p> <p>基礎コース100万円、応用コース200万円</p> <p>募集受付期間</p> <p>令和2年4月上旬～5月中旬(予定)</p>	<p>専門家派遣事業</p> <p>中小企業支援センターから、各分野の専門家を派遣します。</p> <p>派遣分野</p> <p>経営分野、IT分野、マーケティング分野、デザイン分野</p> <p>補助対象経費等</p> <p>専門家への謝金(3万円(税別))のうち2/3を補助。 ※派遣回数:5回まで</p> <p>申込期間</p> <p>令和2年4月～予算終了時まで</p>
---	---	---

お問い合わせ先

静岡市産学交流センター
〒420-0857 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート6階・7階 電話/054-275-1655 FAX/054-275-1656

静岡市清水産業・情報プラザ
〒424-0821 静岡市清水区相生町6-17 電話/054-355-5400 FAX/054-352-7817

3. 中小企業融資制度

中小企業に対し、融資制度(利子及び保証料の一部の補給)を実施しております。

主な制度	産業振興資金	創業支援資金	設備投資強化資金
融資対象者	市内で1年以上同一事業を営む者	市内で創業しようとする者又は創業して5年未満の者	新商品の製造、生産性向上に寄与する設備投資を行う事業者
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	設備資金
融資期間	7年以内	5年以内*1	10年以内
融資限度額	3,000万円	500万円*1	5,000万円
融資利率*2	年1.5%	年1.0%	年0.9%
保証料率	保証協会の定めによる(市が保証料の一部を補給)		

※1 特定創業支援事業の修了者は10年・1,000万円以内 ※2 市利子補給後の利率

お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業政策課 中小企業支援係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2232 FAX/054-354-2132

4. 事業高度化機械設備設置に対する助成

補助対象 ●製造業 ●市内に製造拠点を有する中小企業

助成内容

補助要件	補助率
①1点500万円以上の機械設備*1 *2 を市内製造拠点に設置 ②従業員が減少しないこと*3	機械設備取得経費の 5% (限度額500万円)

※1 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産の【機械及び装置】で、耐用年数1年以上のものとし、
※2 「新製品、新商品の開発又は製造」若しくは「生産性10%以上の向上」のいずれかを達成できる見込みのある機械設備設置が補助対象事業となります。
※3 従業員は雇用保険の一般被保険者とし、
・従業員数は事業着手日(機械設備の契約日または発注日)と、業務開始日(機械設備の納品、稼働、支払いが全て完了した日)を比較します。



機械設備設置の計画がございましたら、お早めに下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

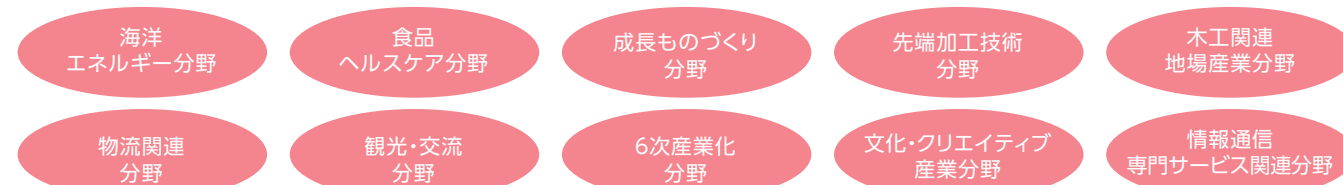
静岡市経済局商工部 産業振興課 工業振興係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2058 FAX/054-354-2132

「地域未来投資促進法」を活用した設備投資減税のご紹介(企業立地促進助成制度と併用可)

- 地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、市の承認を受けた事業者様については、「設備投資減税」が受けられる可能性があります。
- 計画の承認には、市が指定した成長分野に該当することに加え、経済的効果の要件等を満たす必要があるため、詳細については、お問い合わせください。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具・備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

●静岡市の地域特性を活用した分野として支援対象となる「成長分野」は下記のとおりです。



お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業振興課 立地環境整備係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2046 FAX/054-354-2132

企業立地促進助成制度

中小企業等支援制度のあらまし
2020年度

企業立地促進助成制度

工場等の「建設」に対する助成
事務所等の「賃借」に対する助成
民間団地開発事業に対する助成
本社機能移転・拡充に対する助成

中小企業等支援制度

販路開拓・新商品開発・特許等出願に対する助成
産学連携・経営に対する支援
中小企業融資制度
事業高度化機械設備設置に対する助成

2020年度



企業立地促進助成制度

1. 工場等の「建設」に対する助成

補助対象 ●製造業 ●加工・組立・梱包を伴う物流業 ●情報通信業 ●研究所
※「日本標準産業分類」に基づく

	用地取得がある場合 補助項目：①用地取得＋②新規雇用＋③設備投資	用地取得がない場合 補助項目：②新規雇用＋③設備投資
補助要件 (すべて満たす必要がありません)	用地取得1,000㎡以上 (研究所については床面積200㎡以上)	—
	設備投資5,000万円以上(建物を新増築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入)	
	●市外からの新規進出の場合は従業員10人以上で操業 ●市内に事業所がある場合は補助対象施設の従業員10人以上かつ市内従業員が減少しないこと (研究所については研究員5人以上、中山間地域に立地する戦略産業の工場等については従業員5人以上)	●市外からの新規進出の場合は補助対象施設の従業員10人以上 ●市内に事業所がある場合は市内従業員が減少しないこと (研究所については研究員5人以上、中山間地域に立地する戦略産業の工場等については従業員5人以上)
	事業着手日 ^{※1} から3年以内(未造成用地取得の場合は5年以内)に業務開始 ^{※2}	事業着手日 ^{※1} から2年以内に業務開始 ^{※2}

※1 事業着手日：用地取得、工場建設、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日 ※2 業務開始：補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

助成内容

補助区分	要件等	補助率・内容	補助限度額	県の補助
①用地取得	●重点地域(工業地域、工業専用地域、市内工業団地 ^{※1})に用地を取得、かつ設備投資額5億円以上	用地取得費の 20%	10億円 (②新規雇用助成と合わせて)	併用可
	以下のいずれかに該当 ●戦略産業(海洋・ロジスティクスなど)の工場等 ●成長分野(食品、医薬品、医療機器、環境関連産業の製造業)の工場 ●研究所	用地取得費の 15%	1.5億円 (②新規雇用助成と合わせて)	
	上記以外	用地取得費の 10%	1億円 (②新規雇用助成と合わせて)	
②新規雇用	①用地取得のとおり	新規雇用 従業員数 ×25万円	①用地取得のとおり	
③設備投資 (建物＋機械設備)	●研究所 ●戦略産業の工場等	設備投資額5億円以上	補助対象経費の 3% ※県補助率との合計が10%	併用可
		設備投資額5億円未満	5億円	
	●事業継続計画(BCP)等による移転	補助対象経費の 7%		併用不可 (市又は県)
	●重点地域に用地取得 ●上記以外	設備投資額5億円以上 設備投資額5億円未満	3,000万円	

※1 都市計画法に規定する用途地域

※2 ふじのくにフロンティア推進区域内の用地を取得した場合は補助率等が加算される場合があります。

注) 大谷・小鹿地区「工業・物流エリア」(恩田原・片山)については、産業集積方針に沿った企業立地を推進するための企業立地促進助成制度の創設を予定しております。

注) 補助金額が高額の場合、分割交付となることがあります。

用地取得

- 用地取得とは「用地の売買契約の締結」を指します。
- 工場建屋付の土地を購入した場合にも、補助の対象となる場合があります。

設備投資

- 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産で、固定資産台帳の【機械及び装置】(耐用年数1年以上及び取得価格50万円以上のもの)を指します。
- 設備投資助成の補助対象となる経費は、建物と建物付属設備のうち生産・事務に関わる部分と新規機械設備(中古機械を含む)の取得費用です。
- 機械設備のリースによる取得については、補助要件の設備投資金額には含まれますが、補助対象経費には含まれません。
- 造成費、外構工事は、補助要件の設備投資金額に含まれません。

新規雇用

従業員とは雇用保険法の一般被保険者及び高齢被保険者とし、週30時間未満の勤務時間のパート従業員及び市外在住者は1/2人換算となります。



2. 事務所等の「賃借」に対する助成

補助対象 下表の補助対象要件を満たす事務所等の賃借を行う事業

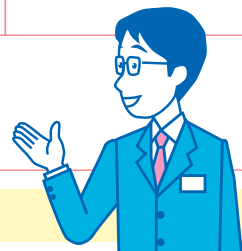
補助区分	補助対象要件		補助内容
	事務所等	その他	
①市内移転	●床面積300㎡以上の製造業の工場 ●床面積25㎡以上の情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業の事務所 ●床面積25㎡以上のデザイン業、著述・芸術家業、商業写真業、経営コンサルティング業、機械設計業の事務所 ●加工・組立・梱包を伴う床面積600㎡以上の物流施設 ●市内公的創業者育成室(静岡市産学交流センター創業者育成室、清水産業・情報プラザ)から床面積25㎡以上の事務所への拡大移転(※市内移転に限る)	●従業員1人以上の増加 ●2年以上の賃貸借契約 ●概ね1年以上の事業実績	建物賃借料の 1/2×1年間(限度額200万円)
②市外からの新規進出又は起業	●従業員3人以上 ●2年以上の賃貸借契約 ●概ね1年以上の事業実績 ※起業の場合は、起業から1年経過後に申請となります。	●従業員1人以上の増加 ●2年以上の賃貸借契約 ●概ね1年以上の事業実績	建物賃借料の 1/2×2年間(限度額400万円) ※1年度につき200万円
③大規模事業所(市外からの新規進出)	●床面積1,000㎡以上又は、従業員30人以上の製造業の工場 ●床面積300㎡以上又は、従業員30人以上のコンタクト(コール)センター ●床面積300㎡以上又は、研究員5人以上の自然科学研究所、ソフトウェア業・製造業の研究開発施設	●2年以上の賃貸借契約 ●概ね1年以上の事業実績	建物賃借料の 1/2×2年間(限度額1,000万円) ※1年度につき500万円

・申請期限は賃貸借契約締結日から1年間です。

・建物賃借料には敷金、礼金、不動産仲介料、保険料、共益費、保証金、権利金等を含みません。

・従業員とは雇用保険法の一般被保険者及び高齢被保険者とし、勤務時間が週30時間未満のパート従業員及び市外在住者は1/2人換算となります。

・事業拡大のために新たな事務所を賃借する場合は、複数回の利用が可能です。



■「クリエイター事務所」に対する助成についてはこちら

補助対象要件	補助内容
中心市街地(静岡地区) ※におけるクリエイター事務所であって、以下を満たすもの ●2年以上の賃貸借契約 ●概ね1年以上の事業実績 ●静岡市の審査を受けること ※中心市街地(静岡地区)とは、静岡市中心市街地活性化基本計画で定められた区域のことです。	建物賃借料の 1/2×3年間(限度額300万円) ※1年度につき100万円

「クリエイター事務所」に対する助成に関するお問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業政策課 新産業係 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2313 FAX/054-354-2132

3. 民間団地開発事業に対する助成

補助対象 高度化事業による「開発・立地一体型の団地整備」^{※1}を行う協同組合^{※2}

※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化事業を活用し、用地取得、造成、建物の建設を協同組合が一体的に行う団地整備

※2 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合

助成内容

補助要件	補助内容
●工場等の用に供する団地であること ●事業着手日から5年以内に業務開始 ^{※1}	団地内の公共施設 ^{※2} の整備に係る造成工事費の 1/3(限度額5,000万円)

※1 事業着手日：用地取得、工場建設、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日/業務開始：補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

※2 道路、調整池等の団地内における共用部分の施設のうち、市長が必要と認めるもの

4. 本社機能移転・拡充に対する助成

補助対象 地域再生計画^{※1}に基づく特定業務施設(本社機能)^{※2}整備事業を行う企業

※1 静岡県知事あてに、当該事業を開始する前(着工前)に「特定業務施設整備計画」の認定が必要

※2 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所(営業所等は含まない)

東京23区からの移転

補助区分	補助率・内容	補助限度額
①用地取得	用地取得費の 10%	合算で 1億円
②新規雇用・本市転入者	新規雇用 ×25万円 本市転入者 ×50万円	
③設備投資 (建物＋機械設備等)	補助対象経費の 5%	5,000万円
④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×3年間	1,500万円 (1年度につき500万円)

東京23区以外からの移転/市内における拡充

補助区分	補助率・内容	補助限度額
①用地取得	用地取得費の 5%	合算で 1億円
②新規雇用	従業員数 ×25万円	
③設備投資 (建物＋機械設備等)	補助対象経費の 3%	3,000万円
④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×1年間	200万円

大谷・小鹿地区「工業・物流エリア」(恩田原・片山)における産業集積方針

集積の考え方

- 周辺企業との親和性が高く、集積することで、地域全体の生産性の向上が期待される産業
- 新インターチェンジの整備による輸送効率化などの効果を活かせる産業
- 市内への集積度が特に高く、地域経済を牽引する産業

集積指定業種

電気機械器具関連製造業 / 地域全体の生産性向上が期待できる

- 本市の製造品出荷額の約1/3を占める基幹産業
 - 市内に原料調達・部品生産・完成品組立の一連の生産を担うサプライチェーンが集積
- 本市製造業の売上、従業員数No.1

食品・化粧品関連製造業 / インターチェンジの活用、周辺地域からの雇用の創出。周辺大学との連携が期待できる

- 仕入・製品出荷に高速道路を利用、多くの従業員が必要
 - フーズサイエンスヒルズプロジェクトによる集積、産学連携
- 本市製造業の売上、従業員数No.2

プラモデル関連製造業 / 模型の世界首都として、交流人口の拡大が期待できる

- 静岡県の出荷額が国内シェア約9割
 - 世界屈指のメーカーが立地
- 本市が世界に誇る象徴的産業

道路貨物運送業等 / 地区内の企業を物流面でサポートし、その生産性の更なる向上が期待できる

- インターチェンジや荷主の近くに立地することが効率的
- ICを最大限活用、他産業を補完

地域全体の生産性の向上につながる産業や、新インターチェンジ整備の効果が活かせる産業の集積を図りつつ、見せる工場などの産業観光の要素や交流人口の拡大につながる機能を持つ工場等の立地を促進していきます。

お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業振興課 企業立地係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2407 FAX/054-354-2132
URL/https://www.city.shizuoka.jp/ E-mail/sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

静岡市東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1 電話/03-3556-0865 FAX/03-3556-0866
E-mail/tokyo@city.shizuoka.lg.jp ※首都圏でのご相談は東京事務所まで

